

(仮訳)

ロシア連邦法

ロシア連邦の個々の法令の改正について

国家院にて採択 2022年7月6日

連邦院にて承認 2022年7月8日

第1条

1996年5月31日付連邦法第61-FZ号「国防について」（ロシア連邦法令集、1996年、第23号、掲載番号2750）に下記の内容の第26¹条を追加する：

「第26¹条 **ロシア連邦軍、その他の部隊、軍事編成及び機関による、ロシア連邦領外における対テロ作戦及びその他の作戦の実施の確保**

1. ロシア連邦軍、その他の部隊、軍事編成及び機関による、ロシア連邦領外における対テロ作戦及びその他の作戦の実施の確保を目的として、ロシア連邦政府は、下記を盛り込んだものをはじめとする、経済領域における特別措置の発動に関する決定を採択することができる：

1) 連邦執行権力機関、ロシア連邦構成主体執行権力機関、地方自治機関及び組織が遂行する施策の実施、当該施策への資金提供及び後方支援に係る規定；

2) 動員用生産施設及び物件の一時的な休止解除；

3) 国家備蓄資産の解放；

4) 労働継続時間を超える労働、夜間、休日、非労働祝祭日における労働への起用、年次有給休暇の提供に係る規定及び条件の制定をはじめとする、特定の組織、その下部構造、及び特定の生産施設における労働関係の法的規制に係る特徴の制定。

2. 経済領域における特別措置の発動に関する決定の実現を目的として、ロシア連邦政府及び連邦執行権力機関は、自らの権限の範囲内において、ロシア連邦の法令を根拠として、規範的・法的文書を採択し、その履行を組織化する。

3. 本条第1項に定めのある決定がロシア連邦政府によって採択された場合、法人はその組織的・法的形態及び所有形態の如何を問わず、2011年7月18日付連邦法第223-FZ号「特定の種類の法人による商品、役務、サービスの調達について」、2012年12月29日付連邦法第275-FZ号「国家国防発注について」及び（または）2013年4月5日付連邦法第44-FZ号「国家及び地方自治体の需要充足を目的とした商品、役務、サービスの調達領域における契約システムについて」に従った契約、ロシア連邦軍、その他の部隊、軍事編成及び機関による、ロシア連邦領外における対テロ作戦及びその他の作戦の実施の確保を目的とした商品の供給、役務の遂行、サービスの提供に係る国家契約（契約）の締結を拒否する権利を有さない。」

第2条

2011年7月18日付連邦法第223-FZ号「特定の種類の法人による商品、役務、サービスの調達について」（ロシア連邦法令集、2011年、第30号、掲載番号4571；2018年、第1号、掲載番号89）第3⁶条に、次の

内容の一文を追加する：「1996年5月31日付連邦法第61-FZ号『国防について』第26¹条第1項に定めのある、経済領域における特別措置の発動に関する決定がロシア連邦政府によって採択された場合、発注者は、国家国防発注の遂行、ならびに2012年12月29日付連邦法第275-FZ号『国家国防発注について』第7¹条第3項～第3²項に定めのある製品、原料、材料、半製品、構成部品の在庫の構築に必要な商品、役務、サービスの調達を唯一の供給業者（請負業者、遂行業者）から行う権利を有する。」

第3条

2013年4月5日付連邦法第44-FZ号「国家及び地方自治体の需要充足を目的とした商品、役務、サービスの調達領域における契約システムについて」（ロシア連邦法令集、2013年、第14号、掲載番号1652；第52号、掲載番号6961；2014年、第23号、掲載番号2925；2015年、第1号、掲載番号51号；第29号、掲載番号4353；2016年、第1号、掲載番号10；第27号、掲載番号4298；2018年、第1号、掲載番号88、2019年、第18号、掲載番号2195；2021年、第27号、掲載番号5188；2022年、第16号、掲載番号2606；ロシア新聞、2022年、6月30日付）第95条第1項に下記の内容の第1⁴号を追加する：

「1⁴）1996年5月31日付連邦法第61-FZ号『国防について』第26¹条第1項に定めのある、経済領域における特別措置の発動に関する決定がロシア連邦政府によって採択された場合で、契約の対象が国家国防発注に基づく商品の供給、役務の遂行、サービスの提供である場合。国防分野、民間防衛分野、天災及び人災としての性質を有する非常事態からの国民及び領土の保護分野、国家保安分野、ロシア連邦の安全保障確保分野における国家管理分野、ロシア連邦国家親衛隊の部隊の活動領域における国家政策の立案と実現に係る機能を遂行する連邦執行権力機関である発注者の申し出に基づく場合には、当該の契約に定めのある商品供給数量、役務遂行規模、またはサービス提供規模の拡大、あるいは当該の契約に定めのある商品供給数量、役務遂行規模、またはサービス提供規模の縮小が認められる。この場合、ロシア連邦の予算関連法令の規定を踏まえたうえで、かつ、国家国防発注の基本的指標の範囲内においてであれば、契約で定められている商品、役務またはサービスの単位価格に立脚し、追加される商品数量、追加される役務またはサービスの規模に比例させる形で、契約価格を変更することが認められる。契約に定めのある商品供給数量、役務遂行規模、またはサービス提供規模を縮小する場合には、契約両当事者は、商品、役務またはサービスの単位価格に立脚して契約価格を減額する義務を負う。追加供給される商品の単位価格、または契約に定めのある商品供給数量を縮小する場合の商品単位価格は、契約に定めのある当該商品の数量で当初契約価格を除いた商として算出しなければならない。」

ロシア連邦大統領 V.プーチン

モスクワ、クレムリン

2022年7月14日

第272-FZ号